

15 アジア諸国における知的財産保護

1995年1月に発効したWTO・TRIPS協定は、途上国に対しても2000年1月1日までにTRIPS協定履行を義務づけている。調査対象国(地域)としてわが国との関係が深いアジアの主要国である、中国、香港、韓国、台湾、タイ、インドネシア、フィリピン、マレーシア、シンガポール、インド、ベトナムを選び、これらの国(地域)における、2000年1月1日の時点での知的財産関連法の最新の整備状況並びに運用状況について調査するとともに、TRIPS協定との整合性について検討を行った。

ほとんどの国(地域)において、知的財産制度の整備は概ね完了しているものの、専門家の不足や、制度の運用や細則の未整備、また、権利行使手続の未整備が指摘される。

1 緒 言

企業活動のグローバル化及びソフト化等を背景として、知的財産保護制度の国際的調和の必要性が強く叫ばれているが、開発途上国が自国の産業の振興、貿易の拡大により、自国における技術開発及び経済発展を推進するためには、先進国からの技術導入及び投資の一層の拡大を図ることが不可欠である。そのためには、開発途上国において知的財産を適切に保護するための制度が整備され、適切に運用されることが求められる。

各国の知的財産制度の相違や未整備が貿易阻害要因となっているとの認識のもとに、1986年9月に開始されたGATTのウルグアイラウンドにおいて交渉項目とされたTRIPS交渉(知的所有権の貿易関連側面に関する交渉)における議論の集大成として締結されたWTO・TRIPS協定は、1995年1月に発効した。TRIPS協定は保護対象が広範に渡り、かつ保護レベルも従来の国際条約よりも高いこともあり、開発途上国に対しては5年間の猶予期間を設けることが規定されたが、その猶予期間も2000年1月に期限を迎えることとなった。

しかしながら、アジア諸国においては、TRIPS協定に整合させるための国内法の整備が充分に行われていない国や国内法の整備は達成したものの制度の運用が適切になされていない国も存在しており、近年におけるわが国からの投資や技術導入が拡大しているにもかかわらず、不正商品の氾濫が顕在化する等の実態も存在しており、知的財産の適切な保護制度の一層の充実や着実な運用の確保が望まれているところである。

アジア諸国における知的財産保護制度に関しては、これまでも各種の調査研究が行われているものの、現在、制度の整備や運用の改善を行っている国が多いのみならず、制度及び運用に関して不明瞭な点を有する国も存在することから、TRIPS協定における猶予期間が終了する2000年1月1日時点の知的財産関連法の最新の整備状況を把握するとともに、TRIPS

協定の履行に関する問題点の抽出を行う必要がある。

このため、本調査においては、TRIPS協定の履行期限におけるアジア諸国の知的財産関連法の整備状況及び運用状況について把握することにより、制度及び運用上の問題点を明らかにするとともに、アジア諸国が適切な対応を図るための提言を行うことにより、アジア諸国に対する今後の円滑な投資や技術協力体制の確保を図ることを目的としている。

上記目的を達成するために、本調査においては、調査対象国(地域)をアジアの主要国であり、わが国の産業界との関連も深い中国(含、香港)、韓国、台湾、タイ、インドネシア、フィリピン、マレーシア、シンガポール、インド及びベトナムとし、これらの国(地域)における知的財産関連法に関する最新の整備状況及び制度の運用にかかる細則等の整備状況についての調査を行い、TRIPS協定との整合性の観点から分析を行った。

具体的な調査は、委員会を設置するとともに、調査対象国の現地の専門家への調査依頼及び現地調査を行うことにより実施し、その結果及びTRIPS協定の履行に関する提言を報告書としてまとめた。

2 国際条約と知的財産法

各国毎の、国際条約への加盟の状況と国内知的財産法の制定の状況を表1、「アジア諸国の知的財産制度の整備状況」として、また、TRIPS協定の条項毎の国内法の対応状況を表2、「アジア諸国の知的財産制度とTRIPS協定との比較」としてまとめて示した。

国際条約に関しては、今回の調査対象のアジア諸国の中、中国、台湾、及びベトナムがWTOに未加盟である。台湾は、外交上の理由から全ての国際条約に未加盟である。また、「工業所有権の保護に関するパリ条約」に未加盟のタイや、「著作物の保護に関するベルヌ条約」、並びに万国著作権条約にも未加盟のベトナムのような国もある。さらに、タイ、フ

フィリピン、マレーシアは、特許協力条約に未加盟である。

国内法に関しては、全ての国内法を整備した韓国のような国から、未だ国内法が十分に整備されていないインドネシア、ベトナムのような国までわたる。半導体回路配置に関しては、中国、タイ、インドネシア、フィリピン、マレーシア、インド、ベトナムの諸国で未整備の状態にある。また、インドネシアにおいては、意匠及び営業秘密の保護に対する法制が、ベトナムにおいては不正競争の防止及び営業秘密の保護に対する法制がそれぞれ未整備の状態である。インドにおいては、物質特許が保護されていない。特許の保護期間については、インド及びマレーシアが未対応であり、地理的表示の保護に関しては、タイ、インドが未整備の状況にある。

3 提 言

WTOのTRIPS協定は、知的財産の保護に関する長年の問題点の多くを解決し、開発途上国を含む世界中の多くの国との間における新しい包括的な知的財産保護制度を創設したものである、

- ① 広範な知的財産に関する保護水準の引き上げ、
- ② 「工業所有権の保護に関するパリ条約」及び「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」の遵守、
- ③ 知的財産権の権利行使に関する規定の整備、
- ④ 最恵国待遇の原則の導入、
- ⑤ WTO独自の紛争処理手続きの採用(一方的制裁の禁止)、

等の多くの意義を有するものである。

今回の調査対象とされたアジア諸国は、2000年1月1日にTRIPS協定の履行期限を迎えることとなったため、国内における知的財産制度の整備を急ピッチで行っているところであるが、本調査の結果、調査対象とされた各国においては、まだ課題を有することが判明した。

以下、それらの課題についての提言を行うこととする。

3-1 制度整備に向けての各種協力の必要性

今回の調査対象とされたアジア諸国は、2000年1月1日にTRIPS協定の履行期限を迎えたこともあり、現在知的財産制度の整備を急ピッチで行っており、多くの国においてはほとんど完了しており、完了していない国においても制度の整備に向けた準備が着々と行われているところである。

しかしながら、TRIPS協定の保護レベルはアジア諸国における従来の制度と比べると一般的に非常に高いものであり、アジア諸国の現状は、TRIPS協定を履行するための知的財産制度の整備を行うのが精一杯であり、知的財産の保護の必要性に対する認識や知的財産権の行使の実効性の担保等が充分になされているとはいえない状態である。このため、アジア諸国が自国の産業の発展や外国からの技術移転の促進を

図るためにには、知的財産法制度の整備の必要性や知的財産権の行使の重要性等に関する認識を浸透させる必要がある。

具体的には、アジア諸国に対する知的財産制度の整備に向けた各種の協力のみならず、知的財産制度が整備されることにより、各国の産業の発展状況に応じた技術協力がさらに推進されるとともに、外国からの技術移転をも促進することとなるという認識を浸透させることが必要である。

また、老若男女に対する知的財産制度に関する啓蒙教育や人材交流をより活発に行うことにより、知的財産制度の重要性を国民全体に浸透させることも求められている。

なお、タイにおいては、大学が知的財産制度の教育・研究・啓蒙等の諸活動の推進において、大きな役割を果たしているが、他のアジア諸国においても、大学が知的財産制度の教育・研究・啓蒙等を図る上で大きな役割を有すると考えられる。このため、アジア諸国の大規模における教育・研究体制の整備等に対する協力をすることにより、アジア諸国における知的財産法制度の教育・研究・啓蒙を行うことが重要である。

また、現在我が国が行っている各種の研修制度は、今回の調査対象とされた多くのアジア諸国において有意義であると評価されていることから、さらなる質的な充実を図りつつ、継続することが求められている。具体的には、アジア諸国の人材育成のための自立支援のための研修を図るために、分野別・レベル別に質的にさらに充実した研修を発展的に継続することが求められている。

3-2 WTOへの加盟

今回の調査対象とされたアジア諸国をはじめとする世界のほとんどの国は、WTOの加盟国であるため、TRIPS協定を履行する義務を負っている。

しかしながら、今回の調査対象とされたアジア諸国の中、中国、台湾及びベトナムは、WTOに未加盟である。中国及び台湾に関しては、外交上の理由から、現在のところWTOへの加盟が実現していない。わが国の企業は、中国、台湾及びベトナムにおいて、現地生産や輸出を含め、多くの事業活動を行っており、知的財産制度の整備を含めたWTOのすべてのルールが履行されることが重要であることから、これらの国が早期にWTOに加盟することが求められている。もちろん、中国、台湾及びベトナムにおいても、TRIPS協定を履行するために、知的財産制度の整備及び運用の改善が行われているが、TRIPS協定の加盟国にならなければ、TRIPS協定における紛争処理規定等の適用がないことから、中国、台湾及びベトナムが早期にWTOに加盟し、TRIPS協定を履行する義務が生じることが求められている。

また、TRIPS協定においては、「工業所有権の保護に関するパリ条約」や「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」の規定を遵守することが規定されている(TRIPS

協定第2条及び第9条)。今回の調査の対象とされたアジア諸国においては、タイのように「工業所有権の保護に関するパリ条約」に未加盟の国や、ベトナムのように「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」に未加盟の国も存在していることから、これらの条約に対する早期加盟が実現することが求められる。特に、ベトナムは、万国著作権条約にも未加盟であることから、外国人の著作物の適切な保護の観点からも、ベルヌ条約への早期加盟が求められる。

また、TRIPS協定においては、原則としてすべての技術分野の発明を特許の保護対象とすること(TRIPS協定第27条)が規定されており、加盟国は、微生物に関する発明を特許の保護対象とすることが義務付けられているが、今回の調査対象とされたアジア諸国のうち、タイ、インドネシア、マレーシア、インド、ベトナムは、微生物の国際寄託に関するブダペスト条約に未加盟である。ブダペスト条約に加盟することは、TRIPS協定における義務ではないものの、外国出願人の微生物に関する発明の適切な保護を図る観点からも、これらの国が早期にブダペスト条約に加盟することが求められる。

さらに、今回の調査対象とされたアジア諸国のうち、タイ、フィリピン、マレーシアは、特許協力条約に未加盟である。特許協力条約に加盟することも、TRIPS協定における義務とはされていないが、発明の国際的保護の観点から、これらの国が早期に特許協力条約に加盟することが求められる。

なお、台湾は、外交上の理由からすべての国際条約(協定)に未加盟であるため、現状においては、外国人の知的財産の保護は、相互承認条約等によりなされているが、完全に内国民待遇が得られているとはいえない状況であるため、WTOへの早期加盟が求められる。

3-3 知的財産制度の整備

今回の調査の対象とされたアジア諸国の中では、現在知的財産制度の整備を行っているところであり、TRIPS協定の履行期限である2000年1月1日までにはほとんどの国(地域)においては、知的財産法制度の整備は概ね完了しているが、知的財産制度の整備が完了していない国(地域)も存在している。

そのため、以下のような問題が生じることが懸念される。

- ① 中国における短期時効や善意侵害の保護規定に対する問題、
- ② 中国における不正競争防止法における商品形態の保護の不存在、
- ③ タイにおける特許対象や著名商標の問題、
- ④ 多くの国において知的財産権侵害罪に関する罰則規定が不十分、
- ⑤ マレーシアにおける特許期間、権利解釈、水際規制等の問題、
- ⑥ シンガポールにおける独自の意匠制度の不存在、

- ⑦ ベトナムにおける周知商標の保護や異議申立制度の不存在の問題、
- ⑧ トレードシーケレット保護法制の未整備、
- ⑨ コンピュータプログラムの保護法制の未整備、
- ⑩ 半導体チップ保護法制の未整備等をはじめとする多くの問題が存在している。

これらの問題のなかには、TRIPS協定との整合性が問題となるものも少なくないことから、各国における知的財産制度の整備が早急に行われることが求められている。

また、アジア諸国においては、現在知的財産法案の作成中であったり、国会審議中である場合も少なくないことから、これらの成立や審議状況等、今後とも知的財産制度の整備について、注意深く見守っていく必要がある。

具体的には、

- ① 著作権制度の更なる整備(マルチメディア社会の到来への対応)、
- ② 特許制度における保護対象、
- ③ 強制実施権の規定のTRIPS協定への整合等については、わが国の産業に与える影響も少くないものと考えられることから、より注意深く見守っていく必要がある。

3-4 専門家の養成

今回の調査対象とされたアジア諸国においては、ほとんどの国において知的財産に関する専門家が不足していることが指摘されている。

知的財産の適切な保護を考えるうえで、充分な専門知識を有する弁理士及び弁護士が量的にも質的にも充実することの重要性はいうまでもない事である。このため、アジア諸国における弁理士及び弁護士の育成は急務であり、その育成に関する各種の協力を図ることが求められている。それと同時に、迅速かつ的確な権利保護を実現するためには、審査官・審判官等の特許庁職員の量的かつ質的な充実に加え、裁判官をはじめとする司法・行政組織の量的かつ質的な充実を図ることも重要であり、審査官・審判官及び裁判官等の育成に関する各種の協力を図ることが求められている。

アジア諸国(地域)における弁理士、弁護士、特許庁審査官及び裁判官等の専門家の充実を図ることなしに、知的財産の的確な保護を図ることはきわめて困難である。この観点から、従来、主として行われていた権利付与手続きに関する国際協力に加え、権利行使手続きに関する国際協力をを行うことが必要であり、具体的には、権利解釈や損害賠償額の算定等における裁判官の国際交流等、司法分野を含めた国際協力の推進を図ることが重要である。

3-5 権利行使(エンフォースメント)に関して

知的財産権は存在するだけでは意味がなく、権利が侵害

された際に適切に行使することができる事が重要であることから、TRIPS協定においては、権利行使に関する規定が設けられている。

しかしながら、知的財産権の行使は、知的財産制度固有の問題ではなく、民法・民事訴訟法・刑法等の関係する問題であることから、TRIPS協定における権利行使に関する規定は、一般的かつ抽象的な規定とされているものが少なくない。このため、TRIPS協定の加盟国における知的財産権の適切な行使を担保することができるか否かは、加盟国の国内法の具体的運用に委ねられているといつても過言ではない。その観点において、今回の調査の対象とされたアジア諸国においては、知的財産権の権利行使に関する課題は少くない。

3-5-1 ライセンス契約上の制約

知的財産の適切な保護、特に、外国企業の知的財産のアジア諸国への技術移転を促進する際に問題となることが予想されることは、アジア諸国（地域）の多くにおいて行われているライセンス契約における各種の規制である。

規制内容は、国によってまちまちであるが、代表的なものとしては、

- ① 技術導入時の事前承認制度、
- ② ロイヤリティーの制限、外国送金規制、
- ③ ライセンス契約の内容制限、特定条項の義務化、
- ④ ライセンス契約の効力発生要件としての登録義務、
- ⑤ 特定技術分野（食品、医薬品等）における特別な規制、
- ⑥ 実施細則の不整備による登録実務の不明確さ等である。

当事者間の知的財産のライセンス契約については、知的財産固有の問題ではなく、競争法（独占禁止法）や外国投資関連法にも関係する問題であり、TRIPS協定においても、具体的な規定が設けられているわけではないことから、今後、国際レベルにおける議論が行われることが期待される。特に、知的財産制度と競争法（独占禁止法）とのバランスは、知的財産保護を考えるうえできわめて重要であることから、競争法の国際的調和に向けての議論が積極的に行われることにより、ライセンス契約上の制約が緩和されることが期待されている。

なお、ライセンス契約上の規制が厳格であれば、外国からの技術移転を阻害する要因となることは明らかであり、場合によっては、知的財産の適切な保護の阻害要因ともなり、TRIPS協定に違反する可能性も生じることとなる。

このため、アジア諸国（地域）におけるライセンス契約上の制約については、充分に検討を行い、問題点の把握と改善策の提示を行うことが必要とされるであろう。

3-5-2 行政取締りの有効性

TRIPS協定においては、知的財産の的確な保護を担保するために、司法による救済のみならず、知的財産侵害に対する行政取締りを強化する規定が設けられている（TRIPS協定第3部）。特にTRIPS協定においては、GATT東京ラウンドにおいて検討されていた不正商品の取締りを強化する観点から、水際規制の強化に関する具体的かつ詳細な規定が設けられている（第51条乃至第60条）。

アジア諸国（地域）における不正商品の流通の現状に鑑みれば、ある国で流通している不正商品が自国で生産されたものでなく、他国から輸入されたものである場合も少なくないことから、水際規制の強化の重要性は非常に高いものである。しかしながら、今回の調査対象とされたアジア諸国においては、インドネシアやベトナムのように水際規制に関する手続きがほとんど未整備である国もあり、その他にも香港やマレーシアのように水際規制に関する規定の整備が完全でない国（地域）も存在することから、水際規制の整備が早期になされることが求められる。また、その他の国においても、水際規制の実効性については、ほとんど未知数であることから、今後の運用状況について注意深く見守るとともに、情報提供等、水際規制の実効性を高めるための各種の協力をしていくことが必要である。

なお、今回の調査対象とされたアジア諸国は、国によってまちまちであるが、国によっては、警察等の行政機関による取締りが司法救済と同等の実効性を有する場合や司法救済よりも実効性が高い場合もあることから、アジア諸国における行政取締りの実効性がさらに向上することが期待される。特に、今回調査対象とされたアジア諸国のかつては、知的財産侵害の摘発を含む経済事件を専門に扱う「経済警察」の制度を有している国があり、多くの知的財産の侵害物品を摘発する実績を上げている場合もある。

このため、今後とも、アジア諸国における行政取り締まりの制度が一層充実するとともに、知的財産の侵害物品の生産国における侵害の摘発の実効性が高くなることが期待される。

3-5-3 裁判制度

アジア諸国（地域）においては、知的財産に関する紛争に限らず、一般の紛争処理機関としての裁判制度が充分に発達していない国や充分に機能していない国も存在する。

この一因には、専門家が量的にも質的にも不足していることが考えられるが、裁判制度自体が充分整備されていない国に対しては、裁判制度の整備に対する協力等を行うことが必要であろうし、裁判制度が充分に機能していない国に対しても、運用面における協力が不可欠であろう。

なお、今回の調査対象とされたアジア諸国の中、韓国における特許法院やタイにおける知的財産および国際取引裁判

所のように、知的財産に関する特別裁判所を設立している国もあり、専門の裁判官による審理が行われることにより、知的財産に関する事件の処理の迅速化及び的確化が達成されることが期待されている。このため、これらの国における特別裁判所の機能のさらなる充実及び取り扱う事件の範囲の拡大等に加え、より多くの国において特別裁判所が設立されることにより、知的財産事件の迅速かつ的確な処理が図られることが期待される。

また、今回の調査対象とされたアジア諸国においては、判決の執行が的確になされないという問題を有している国もあることから、判決の執行が効果的になされるように制度の整備を行うとともに、運用の改善を図ることが求められている。

3-5-4 効率的な権利行使体制の構築

今回の調査対象とされたアジア諸国において流通している不正商品は、近年における取締りの強化により、取締りの実効性が高くなる一方で、新たな不正商品の流通、高品質の不正商品の増加等、問題も少なくない。

特に、最近の不正商品のなかには、外観からの見分けが困難なものも少なくない。このような不正商品の流通の現状においては、各企業が独自に権利行使体制を整備することはコストがかかるのみならず、効率的でないため、企業体連合を形成することにより、効率的な権利行使体制の整備を行うことが求められている。

3-6 運用上の問題

今回の調査対象とされたアジア諸国においては、知的財産制度の整備がほぼ完了しているものの、知的財産制度を運用するための実施規則（細則）の制定が行われていない国や充分に制定されていない国も多数存在している。

このため、アジア諸国における知的財産制度を実効性あるものとするとともに、知的財産制度の透明性を確保するためにも、実施細則の整備は不可欠であり、今後の制定状況や内容の充実について見守っていくとともに、実施細則の整備に関する各種の協力をしていくことが重要である。

なお、今回の調査対象とされたアジア諸国においては、シンガポールやマレーシアのように、特許出願の審査を他国に依頼したり、審査に関する情報提供の制度を設けている国が存在するが、情報提供の範囲を英語の文献に限定する等、運用面における課題を有していることから、その改善に向けての提言を行うことが必要であろう。

今後、アジア諸国における特許制度が整備されることに伴い、外国からの特許出願件数が一層増大することも予想されるが、アジア諸国における審査体制の整備には、相当の時間を要することから、

- ① 先進国による審査結果の提供、

- ② 先進国における審査結果の承認、
 - ③ 審査資料の充実、データベース化、
 - ④ 審査体制の構築
- 等、特許出願の審査に関する各種の協力をそれぞれの国の状況において行うことが必要とされている。

3-7 TRIPS協定における紛争処理メカニズムについて

TRIPS協定は、加盟国が協定の履行に違反した際には、WTO独自の紛争処理メカニズムにより処理を行うことを規定している（TRIPS協定第5部第63条乃至第64条）。

これまで、開発途上国がTRIPS協定の履行義務を負っていたなかったことから、先進国間の紛争案件が多かったが、開発途上国とのTRIPS協定履行の猶予期間が満了したため、開発途上国がTRIPS協定の履行義務を遵守しない場合は、先進国と開発途上国間の紛争案件が増加することも予想される。

このため、今回の調査の対象とされたアジア諸国においても、紛争案件とならないように、知的財産制及び運用の整備を行うことが求められている。

なお、TRIPS協定においては、TRIPS理事会が組織され、TRIPS協定に基づく加盟国への履行義務を遵守しているか否かの監視を行うこと（第68条）が規定されており、これまで先進国の国内法令を確認する作業である法令レビューを行ってきた。

今後は、TRIPS理事会が開発途上国に対しても法令レビューを行うこととされていることから、今回の調査の対象とされたアジア諸国においても、TRIPS理事会における法令レビューにおいて、TRIPS協定の履行義務の遵守が開始されることとなることから、現在検討中の事項も含め、早期の実施を行うことが求められることとなる。

そして、アジア諸国がTRIPS協定の履行を怠り、それによりわが国の産業が重大な影響を蒙る場合には、TRIPS理事会における法令レビューやWTOの紛争処理メカニズムを利用することにより、アジア諸国に対してTRIPS協定の履行を働きかけていくことが可能であることにも留意すべきである。

3-8 国別の優先順位の決定について

以上に述べてきたように、今回の調査の対象とされたアジア諸国においては、知的財産制度の整備は概ね完了しているものの、今後の課題も少なくない。しかしながら、知的財産制度の整備が完了していないとも、わが国産業に与える影響の少ない場合もあるものと考えられることから、各国における今後の課題については、わが国産業に与える影響等を考慮しつつ、国別に検討を行うことが必要である。

アジア諸国におけるTRIPS協定の履行に関する問題点の

整理に際しては、

- ① 知的財産制度の未整備、
 - ② 知的財産権の設定手続き、運用の未整備、
 - ③ 知的財産権の行使手続き、運用の未整備、
- に分類することができる。

知的財産制度の未整備に関しては、TRIPS協定をはじめとする各種の国際条約への未加盟の問題も含まれており、アジア諸国が各種の国際条約に加盟することは、アジア諸国における知的財産制度の整備をより完全なものとするとともに、外国人の知的財産の適切な保護を担保するためにもきわめて重要なことである。

また、今回の調査の対象とされたアジア諸国においては、知的財産制度の整備が行われつつあるものの、特許をはじめとする工業所有権に関しては、権利設定を行う際に出願及び審査手続きを必要とすることから、権利設定手続きが整備されることはもとより、権利設定手続きが適切に運用されるための体制整備が必要である。このため、アジア諸国における実施細則を含めた知的財産制度及び運用面の整備が行われることがきわめて重要である。

さらに、今回の調査の対象とされたアジア諸国においては、知的財産権の行使を的確に行うための司法制度を含めた知的財産権の行使手続き、運用の整備が充分に行われていない国も少なくない。このため、アジア諸国における知的財産権の行使手続き、運用の整備が行われることも肝要である。

アジア各国の現状はまちまちであるとともに、わが国の産業界の問題意識も国により異なると思われることから、それらを充分に勘案しつつ、知的財産制度全般にわたる詳細な検討を行い、各国ごとに問題点についての優先順位の決定を行うことが必要である。

3-9 まとめ

TRIPS協定を管理するTRIPS理事会においては、TRIPS協定の見直しに関する議論を行うこととされており、具体的には、①地理的表示の保護に関する規定（第2部第3節）の見直し、②バイオテクノロジー関連発明の特許保護に関する規定（第27条）の見直しのように、現行のTRIPS協定において見直しが義務付けられている規定の見直しに加え、協定自体の改正に向けた見直しも行う（第71条）こととされている。特に、TRIPS協定自体の改正に向けた見直しは、開発途上国に対するTRIPS協定の履行期限である2000年1月1日以降に行うこととされており、「TRIPS協定と競争」等についての検討が開始されている。

知的財産の保護の問題は、他の法制度とも密接な関係を有することから、知的財産固有の問題のみならず、他の制度との関連も含めた幅広い議論が行われることが期待されており、今回の調査の対象とされたアジア諸国においても、知的

財産制度の整備のみならず、民法、民事訴訟法、競争法等の他の法制度についてもあわせて整備が行われることにより、はじめて知的財産の適切な保護が達成されることとなる。

アジア諸国が各種の法制度・運用の整備を行う際には、わが国の経験が参考となると考えられることから、アジア諸国における各種の法制度・運用の整備に関する幅広い協力をすることがわが国に求められているといえよう。

（担当：主任研究員 山中 雄二郎）

表1. アジア諸国の知的財産制度の整備状況

	中 国	香 港	韓 国	台 湾	泰 國	印 度	斐 利 賓	印 度 尼 西 亞	馬 来 蘭 蘭	新 加 帕 羅 尔	印 度	ベトナム	
W I P O設立条約	1967 ○	1980 *	○ 1979 ×	○ 1989 ○	○ 1979 ○	○ 1980 ○	1989 ○	○ 1989 ○	○ 1990 ○	○ 1975 ○	1976 ○		
パリ条約	1883 ○	1985 ○	○ 1977 ○	○ 1980 ×	×	○ 1950 ○	1965 ○	○ 1989 ○	○ 1995 ○	○ 1998 ○	1949 ○		
ベルヌ条約	1886 ○	1992 *	○ 1996 ○	○ 1996 ○	○ 1931 ○	○ 1997 ○	○ 1951 ○	○ 1990 ○	○ 1998 ○	○ 1998 ○	1928 ×		
万国著作権条約	1952 ○	1982 *	○ 1987 ○	○ 1987 ○	×	○ 1955 ○	○ 1955 ○	×	○ 1995 ○	○ 1995 ○	1958 ×		
P C T	1970 ○	1994 *	○ 1984 ○	○ 1984 ○	×	○ 1997 ○	×	上院で検討中	×	検討中 ○	1995 ○	1998 ○	
ブダペスト条約	1977 ○	1985 *	○ 1988 ○	○ 1988 ○	×	○ 1995 ○	○ 1995 ○	○ 1995 ○	○ 1995 ○	○ 1995 ○	1995 ×	×	
W T O・T R I P S	1995 ×	検討中 ○	1995 ○	○ 1995 ○	○ 1995 ○	○ 1995 ○	○ 1995 ○	○ 1995 ○	○ 1995 ○	○ 1995 ○	1995 ×		
特許法	1993.1 ○ 改正施行 再改正か?	1997.6 ○ 改正施行	○ 1999.1 ○ 改正	○ 1994.1 ○ 改正施行	○ 1999.9 ○ 改正施行	○ 1997.5 ○ 改正施行 (再改正予定)	○ 1998.1 ○ IP法施行	○ 1995.8 ○ 改正施行 再改正か?	○ 1996.1 ○ 改正施行	○ 1996.1 ○ 改正 暫定措置	1999.3 ○ 民法典施行		
商標法	1993.7 ○ 改正施行	1996.12 ○ 改正	○ 1998.3 ○ 改正	○ 1998.11 ○ 改正	○ 1992.2 ○ 改正施行	○ 1987.5 ○ 改正施行 (再改正予定)	○ 1998.1 ○ IP法施行	○ 1997.12 ○ 改正施行	○ 1999.1 ○ 改正	○ 1986.5 ○ 改正施行	1996.7 ○ 民法典施行		
意匠法	△ (特許法) ○ 改正施行	1997.6 ○ 改正	○ 1998.3 ○ 改正	△ (特許法)	△ (特許法)	×	(審議中)	○ 1998.1 ○ IP法施行	○ 1999.9 ○ 施行	△ (イギリス 法が適用)	○ 1970 ○ 改正	1996.7 ○ 民法典施行	
著作権法	1991.6 ○ 施行 再改正か?	1997.6 ○ 改正施行	○ 1996.7 ○ 改正	○ 1998.1 ○ 改正	○ 1995.5 ○ 改正	○ 1997.5 ○ 改正施行 (再改正予定)	○ 1998.1 ○ IP法施行	○ 1999.9 ○ 改正施行	○ 1999.8 ○ 改正	○ 1994 ○ 改正	1996.7 ○ 民法典施行		
不正競争防止法	○ 1993.12 ○ 改正施行	△ (コモン ロー)	○ 1999.1 ○ 改正	○ 1999.2 ○ 改正	△ (刑法、民 商法)	△ (民法、刑法)	○ 1998.1 ○ IP法施行	△ (コモン ロー、取引 表示法)	△ (コモン ロー等)	△ (コモン ロー)	1994 ×	1996.7 ○ 民法典施行	
トレードシーカレット法	△ (不正競 止法)	△ (コモン ロー)	○ 1999.1 ○ 改正	○ 1996.1 ○ 施行	△ (刑法、民 商法)(新法 審議中)	×	(審議中)	△ (刑法)	△ (コモン ロー)	△ (コモン ロー等)	(コモン ロー、契約 立案中)		
コンピュータプログラム法	1991.10 ○ 保護条例 施行	△ (著作権法)	○ 1999.1 ○ 改正	△ (著作権法)	△ (著作権法)	△ (著作権法)	○ (IT法の著 作権)	△ (著作権法)	△ (著作権法)	△ (著作権法)	1996.7 ○ 民法典施行 著作権法		
半導体チップ法	× 検討中 ○	1994.3 ○ 施行	○ 1995.7 ○ 改正施行	×	(審議中)	×	(審議中)	×	○ 1999.2 ○ 施行	×	×	(立案中)	

* 中國遼寧前にイギリスが締結した条約が、遼寧後も香港特別行政区基本法により引き続き適用される。
(本表は2000年3月に(財)知的財産研究所のアジア知的財産委員会が作成したもの)

表2. アジア諸国の知的財産制度とTRIPS協定との比較

○：対応済、△：若干の問題あり、または知的財産法以外の法律が適用、×：問題あり、または法律未制定

		中 国	香 港	韓 国	台 湾	泰 イ	印 度ネシア	菲 リpin	マ レーシア	新ガボル	印 度	ベトナム
特 許 権	特許の対象 [27]	発明地による差別禁止 (1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
	医薬品、化学生物質の特許 (1)(2)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特 許 権 [28]	与えられる権利 物の発明 (1)a	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	方法の発明 (1)b	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特 許 権 [28]	与えられる権利の例外 特許権者の折衝を得ていない他の使用 [30,31]	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
	保護期間（出願日から20年以上） [33]	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
意 匠 保 護 [26]	保護の要件 [25]	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	権利範囲・制限 (1)(2)	○	○	○	△	○	×	○	○	△	○	○
意 匠 保 護 [26]	保護期間（10年以上） (3)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
	色彩の組み合わせ [15]	○	○	○	○	○	×	○	○	○	不明	○
商 標 権	サービス・マーク [15]	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	与えられる権利 無許諾使用の差止 [16]	○	△	○	△	○	△	○	○	○	○	○
商 標 権 [16]	署名商標の保護 [2](3)	○	△	○	△	○	△	○	○	△	△	△
	保護期間（7年以上） [18]	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
地 理 的 表 示 の 保 護	要件としての使用 [15](3), [19]	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	地理的表示の保護 [22](1)(2)	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	○
著作 権 及 び 隣 連 す る 権 利	商標登録の拒絶 (3)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
	コンピュータ・プログラム及びデータの複製物 [10]	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
著作 権 及 び 隣 連 す る 権 利	著作権 [11]	○	△	○	○	△	○	○	○	○	△	○
	保護期間（50年以上） [12]	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
著作 権 及 び 隣 連 す る 権 利	実演家、レコード（録音物）制作者 1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	不明	○
	レコード制作者の保護 2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
著作 権 及 び 隣 連 す る 権 利	放送権の保護 [14](3)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

○：対応済、△：若干の問題あり、または知的財産権以外の法律が適用、×：問題あり、または法律未制定

	中 国	香 港	韓 国	台 湾	泰 爪	印 度ネシア	菲 利宾	マレーシア	シ ンガポール	印 度	ベトナム
集積国法についての知的所有権に関する条約との関係	[35]		○	○					○	×	△
保護の範囲 権利者の許諾を必要としない行為	[36,37]	×	○	○	×		×	×			
保謹期間(10年以上)	[38](1)a		○	○							
開示されない情報の保護	[39]	○	○	○	△	×	△	△	△	△	△
公正かつ公平な手続き	[42]	○	○	○	○	不明	○	○	不明	○	△
差止命令	[44]	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
損害賠償	[45]	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
他の教済措置	[46]	○	○	○	△	不明	○	○	○	○	×
情報に関する権利	[47]	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
税關當局による物品の 解放の停止	[51]	○	△	○	○	△		○	○	△	△
申立て	[52]	○	○	○	○	△		○	○	△	△
担保又は同等の保証	[53]	○	×	○	○	△		○	○	△	△
物品の輸入者及び所有者 に対する取扱	[56]	○	×	○	○	△		○	×	○	△
点検及び情報に関する 特別の要件	[57]	△	不明	○	○	△		○	×	△	△
職能による行為	[58]	○	○	○	○	△		○	△	△	△
教済措置	[59]	○	○	○	○	△		○	○	△	△
刑事上の手続き	[61]	○	○	○	○	○	○	○	不明	○	△

(注) TRIPS協定の規定内容の中で、[](1)内は条文番号を示す。(例:[27](1)は第77条第1項)

(本表は2000年3月に(財)知的財産研究所のアジア知的財産委員会が作成したもの)